

京都市医療施設審議会条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年7月8日

京都市長 門川 大作

京都市規則第18号

京都市医療施設審議会条例施行規則の一部を改正する規則

京都市医療施設審議会条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条を削る。

第2条の見出しを「(議事)」に改め、同条第1項中「審議会」を「京都市医療施設審議会(以下「審議会」という。)」に改め、同条第2項中「会議」を「, 会議」に改め、同条第3項中「出席委員」を「出席した委員」に改め、同条を第1条とする。

第3条を第2条とし、第4条を第3条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室医務審査課)